

奈良市公報

号外 第 5 号

平成26年3月6日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

条 例

○奈良市カラスによる被害の防止及び良好な生活環境を守る条例	2
○奈良市職員倫理条例	3
○災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例	3
○奈良市手数料条例の一部を改正する条例	4
○奈良市税条例の一部を改正する条例	4
○奈良市共同浴場条例の一部を改正する条例	6
○奈良市体育施設条例の一部を改正する条例	6
○奈良市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例	7
○奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	12
○奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例	15
○奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	15
○奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	15

規 则

○奈良市ならまちセンター条例施行規則等の一部を改正する規則	16
○奈良市職員倫理規則	17
○奈良市体育施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	20
○平成25年夏季の節電対策のための奈良市青山プール使用料減額の基準及び手続の特例を定める規則	20
○奈良市行政組織規則の一部を改正する規則	20

告 示

○平成25年度奈良市水道事業会計補正予算等の要領	21
○一般競争入札の実施（2件）	22
○総合評価落札方式一般競争入札の実施	22
○一般競争入札の実施（3件）	22
○放置自転車等の保管	23
○奈良市私立幼稚園預かり保育事業補助金交付要綱	23
○放置自転車等の保管	25
○一般競争入札の実施	25
○口頭により開示請求することができる個人情報及び当該個人情報の開示請求をすることができる期間等	25
○町の区域の変更案の公示（2件）	26

○都市公園の区域変更	26
○都市公園の供用開始	26
○放置自転車等の保管（3件）	27
○公募型プロポーザルの実施	27
○開発行為に関する工事の完了	28
○道路の位置指定	28
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	29
○奈良市風しん予防接種（成人）費用助成事業実施要綱	29
○放置自転車等の保管	33
○身体障害者福祉法に規定する医師の指定辞退の届出	33
○住民票の職権消除	33
○奈良市排水設備指定工事店の指定	33

訓 令 甲

○奈良市防災行政無線局管理規程の一部を改正する訓令	34
○奈良市環境調整会議設置規程の一部を改正する訓令	34

監 査

○包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等	34
○定期監査の実施結果の公表	34

公 営 企 業

○一般競争入札の実施（8件）	35
○奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	37
○奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程	38

消 防

○奈良市火災調査規程の一部を改正する訓令	39
----------------------	----

教 育 委 員 会

○定例教育委員会の開催	39
○奈良市立学校教職員安全衛生規則の一部を改正する規則	40

選 挙 管 理 委 員 会

○選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧	40
○在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧	40
○奈良市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程	40

議 会

○奈良市議会政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する規程	40
--------------------------------	----

条 例

奈良市カラスによる被害の防止及び良好な生活環境を守る条例をここに公布する。

平成25年6月18日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第45号

奈良市カラスによる被害の防止及び良好な生活環境を守る条例

(目的)

第1条 この条例は、カラスによる市民等に対する被害を防止するために必要な事項を定めることにより、市民及び事業者の安全安心かつ良好な生活環境を守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民等 市民、事業者及び本市の区域内に滞在する者（本市の区域内を通過する者を含む。）をいう。

(2) 事業者 本市の区域内において事業活動を行う者をいう。

(3) 給餌 自ら所有せず、かつ、占有しないカラスに餌を与えること（餌を目当てにカラスが集散することを認識しながら、カラスが食べることができる場所に餌を置き、又は放置する行為を含む。）を継続し、又は反復して行う行為をいう。

(4) カラス被害 次のいずれかに該当するものにより給餌による餌を目当てに集散するカラスによる周辺住民の身体若しくは財産又は生活環境に著しい被害が生じていると認められる状態であって、かつ、複数の周辺住民からの市長に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で当該被害の発生が共通の認識となっていると認められる状態をいう。

ア 鳴き声その他の音

イ ふん尿その他の汚物の放置及びこれらにより発生する臭気

ウ 羽毛の飛散

エ 攻撃、威嚇及び破壊行為

(市の責務)

第3条 市は、市民等の理解と協力の下、カラス被害の防止及び安全安心かつ良好な生活環境を守るための施策を推進するよう努めなければならない。

2 市は、この条例の規定に違反する疑いがあると認められる行為について市民等から申立てを受けたときは、その内容について調査を行い、この条例の定めるところにより必要な措置をとらなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、市又は他の市民等が実施するカラス被害の防止及び安全安心かつ良好な生活環境を守るための施策、活動等に協力するよう努めなければならない。

2 市民等は、カラス被害を発生させないよう地域において自主的な取組に努めなければならない。

(給餌によるカラス被害の禁止)

第5条 市民等は、給餌によりカラス被害を生じさせてはならない。

(回収義務)

第6条 給餌によりカラス被害を生じさせているときは、当該給餌をしたものは、速やかにこれを回収しなければならない。

2 前項の場合において、当該給餌をしたものが明らかでない場合であって、他に給餌による餌を回収すべきものがいないときは、当該給餌が行われた場所を占有し、管理し、又は所有するものは、速やかにこれの回収に努めなければならない。

(立入調査等)

第7条 市長は、第5条又は前条第1項の規定に違反する事実があると認める相当な理由があるときは、この条例の施行のため必要な限度において、市長が指定する職員（以下「指定職員」という。）をして、その事実があると認められる土地、建物又は工作物に立ち入らせ、必要な調査をさせ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする指定職員は、その資格を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 関係人は、第1項の規定による立入調査及び質問に協力しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第8条 市長は、第5条又は第6条第1項の規定に違反したものに対し、期限を定め、当該違反状態の防止又は除去のための措置その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(命令)

第9条 市長は、前条の規定による勧告を受けたものが、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、そのものに対し、期限を定め、当該勧告に係る措置をとるべきことを命じることができる。

(公表)

第10条 市長は、前条の規定による命令を受けたものが、正当な理由がなく当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表しようとするときは、当該命令を受けたものに対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第12条 第9条の規定による命令に違反したものは、5万円以下の罰金に処する。

2 正当な理由がなく第7条の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し応答せず、若しくは虚偽の回答を行ったものは、10万円以下の罰金に処

する。

(両罰規定)

第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成25年6月18日掲示済)

奈良市職員倫理条例をここに公布する。

平成25年6月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第46号

奈良市職員倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、職員が全体の奉仕者であってその職務は市民から負託された公務であることに鑑み、職員の倫理の保持に資するため必要な措置を講じることにより、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職（教育長を除く。）に属する奈良市職員をいう。

(2) 任命権者 法第6条に規定する任命権者（同条第2項の規定により権限を委任された者を含む。）をいう。

(3) 管理職員 奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第22条及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年奈良市条例第30号）第4条に定める管理職手当の支給を受ける職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17（同法第292条において準用する場合を含む。）の規定により市町村等へ派遣されている者及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第152条第1項に規定する法人等（これらの法人等に準じるものとして任命権者が別に定める法人等を含む。）に派遣されている者のうち、任命権者がこれらの者に相当する者として別に定める者を含む。）をいう。

(職員が遵守すべき倫理原則)

第3条 職員は、市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的立利益のために用いてはならない。

3 職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に

当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

4 職員は、職務の遂行に当たっては、常に適正な事務の処理に努めるとともに、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。

5 職員は、勤務時間の内外を問わず、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

(職員の倫理の保持に関する状況等の公表)

第4条 市長は、毎年、職員の倫理の保持に関する状況及び職員の倫理の保持に関して講じた施策について公表しなければならない。

(任命権者の責務)

第5条 任命権者は、職員の倫理の保持に資するため、研修その他の必要な措置を講じなければならない。

(管理職員の責務)

第6条 管理職員は、率先垂範して服務規律の確保を図るとともに、部下職員の公正な服務の確保に努め、その行動について適切に指導監督しなければならない。

(職員倫理規則)

第7条 市長は、第3条に掲げる倫理原則を踏まえ、職員の倫理の保持を図るために必要な事項に関する規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。この場合において、職員倫理規則には、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触その他市民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し、職員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。

(倫理監督者の設置等)

第8条 職員の倫理の保持を図るため、倫理監督者を置く。

2 倫理監督者は、職員の倫理の保持に関する事項について、指導及び助言その他必要な措置を行う。

3 倫理監督者は、職員がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、当該行為に関し調査を行うものとする。

4 倫理監督者は、前項の調査が終了したときは、任命権者に対し、遅滞なくその結果を報告する。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(平成25年6月24日掲示済)

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第47号

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正す

る条例

災害派遣手当等の支給に関する条例（平成8年奈良市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第154条」の次に「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条」を加え、「及び武力攻撃災害等派遣手当」を「、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害派遣手当等の支給に関する条例の規定は、平成25年4月13日から適用する。

（平成25年6月24日掲示済）

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第48号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中第159項を第161項とし、第158項の次に次のように加える。

159	指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第107条の2第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査	1件につき 13,000円
160	指定介護療養型医療施設指定変更申請手数料	旧介護保険法第108条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の変更の申請（構造設備の変更を伴うものに限る。）に対する審査	1件につき 18,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成25年6月24日掲示済）

奈良市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第49号

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第2項中「第314条の7第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

第60条第5項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）」を削る。

第127条第4項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業及び同法附則第8条第1項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法第19条第1項第1号イの事業を含む。）」を削る。

附則第3条の2中「、第47条の3」を削り、「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）に改め、同条に次の1項を加える。

2 当分の間、第47条の3に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第4条第1項中「日本銀行法」の次に「（平成9年法律第89号）」を加え、「以下本項」を「当該期間内に前条第2項の規定により第47条の3に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項」に、「到来する場合には、当該」を「到来する場合における当該」に、「前条」を「前条第2項」に改める。

		条の2、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
附則第27条第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第28条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項
<p>附則第28条の6の2第2項中「前項の規定は、同項を「前2項の規定は、これら」に、「前項」を「、これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。</p> <p>2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納稅義務者(以下この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が、当該滅失をした旧家屋(同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。)の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。)における当該土地等(当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第25条、第26条、第27条又は第28条の規定を適用する。</p> <p>附則第28条の7第1項中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により</p>		
附則第25条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第26条第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)、第35

読み替えて適用される場合を含む。)」に、「適用される法附則第5条の4の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項」に改め、同条第2項中「第13条の2第1項から第5項まで」を「第13条の2第1項から第6項まで」に、「附則第45条第4項」を「附則第45条第5項」に、「「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に、「適用される法附則第5条の4の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項(法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に改める。

附則第28条の9の次に次の1条を加える。

(法附則第15条第37項の条例で定める割合)

第28条の10 法附則第15条第37項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第34条中「附則第29条第4項及び第5項」を「附則第29条第4項及び第5項並びに第30条」に改め、「、附則第30条の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに」を削る。

附則第35条中「第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」を「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第24条の2第2項の改正規定並びに附則第3条の2、第4条第1項、第4条の2、第7条の4、第26条第3項及び第28条の6の2の改正規定並びに次条並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 平成26年1月1日
- (2) 附則第7条の3の2第1項及び第28条の7の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 平成27年1月1日
(延滞金に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の奈良市税条例(以下「新条例」という。)附則第3条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第4条の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第28条の6の2第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新条例附則第28条の7の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成25年4月1日以後に締結される地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第37項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課すべき平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 平成25年4月1日前に新法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修(当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。)に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第10条の3第7項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第28条の10の規定は、平成25年4月1日以後に締結される新法附則第15条第37項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課すべき平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

3 この条例の施行の日から港湾法の一部を改正する法律(平成25年法律第31号)附則第1条第1号に掲げる規定の施行日の前日までの間における新条例附則第35条の規定の適用については、同条中「、第37項若しくは第38項」とあるのは、「若しくは第37項」とする。

(平成25年6月24日掲示済)

奈良市共同浴場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第50号

奈良市共同浴場条例の一部を改正する条例

奈良市共同浴場条例(昭和39年奈良市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条の表奈良市杏南共同浴場の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成25年6月24日掲示済)

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第51号

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例

奈良市体育施設条例（昭和60年奈良市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第4投てき練習場の項の次に次のように加える。

多目的広場	独占使用	1,800	2,400	4,800
	個人使用（1人当たり）	150	200	

附 則

別表第1に次のように加える。

鶴舞東町地区地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画鶴舞東町地区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
----------------	---

別表第2に次のように加える。

鶴舞東町地区地区整備計画区域	<p>1 建築物の屋根（陸屋根を除く。）の色彩は、この表の付表1に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。ただし、自然素材を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、この表の付表1に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、塗り分けによる意匠は、色相及び色調をそろえる等穏やかな印象となるよう配色すること。ただし、自然素材を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>3 建築物の屋上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備は、壁面の立ち上げ又はルーバー等で覆い、建築物本体と調和を図る修景を施し、眺望及び景観に配慮すること（地上階数が3以下で、自己の居住の用に供する住宅を除く。）。</p> <p>4 地上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備及び立体駐車場施設は、道路、公園等の公共施設から直接見えないよう植栽又はルーバー等で覆うこと（地上階数が3以下で、自己の居住の用に供する住宅を除く。）。</p> <p>5 塀、フェンス、ルーバーその他これらに類するものは、こげ茶色又は建築物と調和した同系色とすること（地上階数が3以下で、自己の居住の用に供する住宅を除く。）。ただし、自然素材を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>6 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、独立型屋外広告物の支柱（枠を含む。）その他これらに類するものは、こげ茶色とする。</p> <p>7 広告物に関する制限は、この表の付表2のとおりとする。また、B地区における各屋外広告物の表示面積の合計は10平方メートル以下、かつ、各広告物の表示面積は6平方メートル以下とする。</p>
----------------	---

別表第2の付表1の建築物の屋根の表二名三丁目地区整備計画区域、秋篠町地区整備計画区域、赤膚町地区整備計画区域、北登美ヶ丘生活拠点地区地区整備計画区域、宝来町地区整備計画区域及び東登美ヶ丘五丁目地区整備計画区域の項中「及び東登美ヶ丘五丁目地区整備計画区域」を「、建築物の外壁又はこれに代わる柱

東登美ヶ丘五丁目地区整備計画区域及び鶴舞東町地区地区整備計画区域」に改める。

別表第2の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表を次のように改める。

地区整備計画区域・計画地区	建築物の規模	色相区分	明度区分	彩度の上限
二名町地区整備計画区域及び学研奈良登美ヶ丘駅西地区地区整備計画区域	全ての建築物	0.1R P～10.0R P	2以上8未満	2
			8以上	1
		0.1R～5.0R	2以上8未満	2
			8以上	1
		5.0R～10.0R	2以上7未満	4
			7以上8未満	3

			8以上	1
			2以上3未満	3
			3以上5未満	6
		0.1YR～10.0YR	5以上6未満	4
			6以上7未満	3
			7以上8未満	2
			8以上9未満	1
			2以上3未満	2
		0.1Y～5.0Y	3以上4未満	4
			4以上7未満	6
			7以上8未満	4
			8以上9未満	3
			9以上	2
			2以上3未満	2
		5.0Y～10.0Y	3以上8未満	3
			8以上9未満	2
			9以上	1
		0.1GY～10.0GY	2以上8未満	2
			8以上9未満	1
		無彩色	1以上9.5未満	—
二名三丁目地区整備計画区域、秋篠町地区整備計画区域、赤膚町地区整備計画区域、北登美ヶ丘生活拠点地区地区整備計画区域、宝来町地区整備計画区域及び東登美ヶ丘五丁目地区整備計画区域	全ての建築物	0.1RP～10.0RP	2以上8未満	2
			8以上	1
		0.1R～5.0R	2以上8未満	2
			8以上	1
		5.0R～10.0R	2以上7未満	4
			7以上8未満	3
			8以上	1
		0.1YR～10.0YR	2以上3未満	3
			3以上5未満	6
			5以上6未満	4
			6以上7未満	3
			7以上8未満	2
			8以上9未満	1
		0.1Y～5.0Y	2以上3未満	2
			3以上4未満	4
			4以上7未満	6
			7以上8未満	4
			8以上9未満	3

鶴舞東町地区地区整備計画区域	地上階数が3以下で、自己の居住の用に供する住宅	5.0Y~10.0Y	9以上	2
			2以上3未満	2
			3以上8未満	3
			8以上9未満	2
			9以上	1
鶴舞東町地区地区整備計画区域	地上階数が3以下で、自己の居住の用に供する住宅	0.1G Y~10.0 G Y	2以上8未満	2
			8以上9未満	1
		無彩色	9以下	—
鶴舞東町地区地区整備計画区域	地上階数が3以下で、自己の居住の用に供する住宅	0.1R P~10.0 R P	2以上9未満	2
			9以上	1
		0.1R~4.5R未満	2以上7未満	4
			7以上8未満	3
			8以上9未満	2
			9以上	1
		4.5R~5.5R未満	2以上3未満	4
			3以上4未満	8
			4以上7未満	4
			7以上8未満	3
			8以上9未満	2
			9以上	1
		5.5R~10.0R	2以上7未満	4
			7以上8未満	3
			8以上9未満	2
			9以上	1
鶴舞東町地区地区整備計画区域	地上階数が3以下で、自己の居住の用に供する住宅	0.1Y R~10.0 Y R	2以上3未満	3
			3以上5未満	6
			5以上6未満	4
			6以上7未満	3
			7以上8未満	2
			8以上9未満	1
鶴舞東町地区地区整備計画区域	地上階数が3以下で、自己の居住の用に供する住宅	0.1Y~5.0Y未満	2以上3未満	2
			3以上4未満	4
			4以上7未満	6
			7以上8未満	4
			8以上9未満	3
			9以上	2
鶴舞東町地区地区整備計画区域	地上階数が3以下で、自己の居住の用に供する住宅	5.0Y~10.0Y	2以上3未満	2
			3以上8未満	3

		8以上9未満	2
		9以上	1
0.1G Y～10.0 G Y	2以上8未満	2	
	8以上9未満	1	
0.1G～10.0 G	2以上7未満	2	
	7以上9未満	1	
0.1B G～10.0 B G	2以上7未満	2	
	7以上9未満	1	
0.1B～10.0 B	2以上8未満	2	
	8以上	1	
0.1P B～4.5 P B未満	2以上	2	
4.5 P B～5.5 P B未満	2以上3未満	8	
	3以上4未満	6	
	4以上	2	
5.5 P B～10.0 P B	2以上	2	
0.1P～10.0 P	2以上9未満	2	
無彩色	9以下	—	
地上階数が3以下で、自己の居住の用に供する住宅以外の建築物	0.1R P～10.0 R P	2以上9未満	2
		9以上	1
	0.1R～4.5R未満	2以上7未満	4
		7以上8未満	3
		8以上9未満	2
		9以上	1
	4.5R～5.5R未満	2以上3未満	4
		3以上4未満	8
		4以上7未満	4
		7以上8未満	3
		8以上9未満	2
		9以上	1
5.5R～10.0 R	2以上7未満	4	
	7以上8未満	3	
	8以上9未満	2	
	9以上	1	
0.1Y R～10.0 Y R	2以上3未満	3	
	3以上5未満	6	
	5以上6未満	4	
	6以上7未満	3	
	7以上8未満	2	

0.1Y～5.0Y未満	8以上9未満	1
	2以上3未満	2
	3以上4未満	4
	4以上7未満	6
	7以上8未満	4
	8以上9未満	3
	9以上	2
5.0Y～10.0Y	2以上3未満	2
	3以上8未満	3
	8以上9未満	2
	9以上	1
0.1GY～10.0GY	2以上8未満	2
	8以上9未満	1
無彩色	9以下	—

別表第2の付表2に次のように加える。

鶴舞東町地区 地区整備計画 区域	全広 告物 に 関 す る 事項	用途等	自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示し、又は設置するもののほか、奈良市屋外広告物条例第9条第1項から第3項までに掲げる広告物又はこれを設置する物件に限る。
		位 置	1 敷地境界線を越えて設置できない。 2 交差点から5メートル以内には設置できない。ただし、建築物等を利用するものを除く。 3 地区の北側、東側及び南側の隣接地に向かって設置できない。
		照 明	1 点滅しないものに限る。 2 動画等を表示するものは、設置できない。 3 回転しないものに限る。ただし、車両出庫の警告用のものを除く。 4 イルミネーション及びネオンサインは、設置できない。
		色 彩	1 黄色(0.1Y～10.0Y)の彩度基準については、9.0以下とする。 2 地色については、ベージュ、グレー、茶、紺その他白に近い淡色又は壁の色と同等とする。
		屋上広告物	設置できない。
壁面広告物			1 壁面に直接塗装するものは、設置できない。 2 3階以上に設置するものについては、切り文字形式とする。 3 屋根、パラペット等には設置できない。 4 大きさ、設置高さは、建物と調和を図ること。 5 突き出し形状は、設置できない。 6 枠付き広告幕は、設置できない。 7 窓のガラス面へは、設置できない。ただし、ガラスのデザインで表示するもの及びショーウィンドウを除く。 8 設置個数は、複数テナントであっても1壁面に3箇所までとする。
			1 切り文字形式に限る。 2 突き出し形状は、設置できない。 3 壁面に直接塗装するものは、設置できない。
			1 できるだけ集合化及びデザイン化を図ること。 2 1敷地に2基までとし、高さは、8メートル以下とする。

広告塔	A地区	3 1基当たりの総表示面積は、20平方メートル以下とし、1面の表示面積は、10平方メートル以下とする。 4 支柱、枠等の色彩は、黒、濃灰又は濃茶とする。
	B地区	1 できるだけ集合化及びデザイン化を図ること。 2 1敷地に2基までとし、高さは、8メートル以下とする。 3 1基当たりの総表示面積は、6平方メートル以下とする。 4 支柱、枠等の色彩は、黒、濃灰又は濃茶とする。
広告板	A地区	1 できるだけ集合化を図ること。 2 1敷地に1基までとし、表示面積は、10平方メートル以下とする。 3 支柱、枠等の色彩は、黒、濃灰又は濃茶とする。
	B地区	1 できるだけ集合化を図ること。 2 1敷地に1基までとし、表示面積は、6平方メートル以下とする。 3 支柱、枠等の色彩は、黒、濃灰又は濃茶とする。
広告幕 気球廣告物 はり札 はり紙 立看板		イベント時ののみの設置とし、イベント終了後は、速やかに撤去する(地区内の住宅販売等の一時的なものに限る。)。
アーチ廣告物 電柱廣告物		設置できない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成25年6月24日掲示済)

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月24日

別表第1に次のように加える。

鶴舞東町地区地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画鶴舞東町地区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
----------------	---

別表第2に次のように加える。

鶴舞東町地区整備計画区域	A地区	自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）
	B地区	次の各号に掲げる建築物以外の建築物。ただし、地区計画の決定の際に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物がこの制限に適合せず、又はこの制限に適合しない部分を有する場合は、この限りでない。 (1) 住宅（長屋、重ね建て住宅及び共同住宅を除く。以下この項において同じ。） (2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のアからエまでの1に掲げる用途を兼ねる住宅（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） ア 事務所（汚物運搬用自動車又は危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。） イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 エ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下

奈良市条例第53号

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成3年奈良市条例第19号）の一部を次のように改正する。

- のものに限る。)
- オ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）
- カ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
- キ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）
- ク 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- (3) 寄宿舎又は下宿
- (4) 幼稚園
- (5) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
- (6) 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。）
- (7) 近隣に居住する者の利用に供するために設ける公民館及び集会所
- (8) 東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第4号、第5号及び第7号から第9号までに掲げる建築物
- (9) 前各号の建築物に附属するもの（東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第11号のア及びウからオまでに掲げるものを除く。）

別表第3に次のように加える。

鶴舞東町地区地区整備計画区域	B地区（第一種低層住居専用地域内を除く。）	10分の5。ただし、地区計画の決定の際現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物がこの制限に適合せず、又はこの制限に適合しない部分を有する場合は、この限りでない。
----------------	-----------------------	--

別表第4に次のように加える。

鶴舞東町地区地区整備計画区域	130平方メートル	(1) 巡査派出所 (2) 公衆電話所 (3) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (4) 路線バスの停留所の上家
----------------	-----------	---

別表第5に次のように加える。

鶴舞東町地区地区整備計画区域	建築物の外壁又はこれに代わる柱（地盤面下に設けるものは除く。以下この項において同じ。）の面から次の各号に掲げる部分の道路境界線、隣地境界線、地区計画区域境界線又は緑地境界線までの距離は、次のとおりとする。 (1) 都市計画道路奥柳登美ヶ丘線の道路境界線から3メートル以上。ただし、計画図に示すa部分については、6メートル以上 (2) 前号以外の道路境界線（区画道路4の道路境界線を除く。）から1メートル以上 (3) 計画図に示すb部分については、次のとおりとする。	(1) 地区計画の決定の際現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物（イ欄に定める制限に適合せず、又は同欄の制限に適合しない部分を有するものに限る。） (2) 前号の建築物について行う大規模の修繕又は大規模の模様替 (3) イ欄第2号、第6号及び第7号に規定する距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当するもの ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの イ 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの
----------------	---	--

ア 建築物の各部分の高さが10メートル以下の部分については、地区計画区域境界線から5メートル以上
イ 建築物の各部分の高さが10メートルを超える部分については、地区計画区域境界線から15メートル以上
(4) 計画図に示すc部分については、地区計画区域境界線から15メートル以上
(5) 計画図に示すd部分については、地区計画区域境界線から5メートル以上
(6) 計画図に示すe部分については、緑地境界線から1メートル以上
(7) 隣地境界線（第3号から前号までに規定する地区計画区域境界線及び緑地境界線を除く。）から0.5メートル以上（第一種低層住居専用地域内を除く。）

別表第5に備考として次のように加える。

備考 この表において「計画図」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第14条第1項に規定する計画図をいう。
別表第6に次のように加える。

鶴舞東町地区地区整備計画区域	A地区	<p>(1) 17メートル。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、それぞれアからウまでに定める高さ</p> <p>ア 法第59条の2に規定する許可を受けた建築物 20メートル イ 法第86条第1項から第4項までに規定する認定又は許可を受けた建築物 20メートル ウ 軒の高さが17メートル以下であり、軒の高さを超える屋根のすべての部分が次に掲げる要件を満たす勾配屋根建築物 20メートル (ア) 10分の3から10分の7までの傾きのある勾配屋根であること。 (イ) 屋根の形態は、切妻屋根、寄棟屋根、入母屋屋根又はこれらのもので構成されているものであること。 (ウ) 屋根面は、平面で構成されているものであること。</p> <p>(2) 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合は、その部分の高さは、6メートルまでは当該建築物の高さに算入しない。</p>
	B地区	10メートル。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは当該建築物の高さに算入しない。また、地区計画の決定の際現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物がこの制限に適合せず、又はこの制限に適合しない部分を有する場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成25年6月24日掲示済)

奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第54号

奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和58年奈良市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表奈良市西消防署の項中「奈良市学園北一丁目16番1号」を「奈良市鶴舞西町1番19号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成25年6月24日掲示済)

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第55号

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年奈良市条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「平成24年4月1日」を「平成25年7月1日」に、「100分の10」を「それぞれ次に掲げる割合」に改め、「第6条の規定を適用する場合における市長等の給料月額は同表に規定する額から同表に規定する額にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額と」を削る。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和45年奈良市条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「平成24年4月1日」を「平成25年7月1日」に、「100分の10」を「100分の15」に改める。

(奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例(平成4年奈良市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成24年4月1日」を「平成25年7月1日」に、「100分の10」を「100分の15」に改める。

(奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例の一部改正)

第4条 奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例(昭和41年奈良市条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「平成24年4月1日」を「平成25年7月1日」に、「100分の10」を「100分の15」に改める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(平成25年6月24日掲示済)

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第56号

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第17項中「平成26年3月31日」を「平成25年6月30日」に改め、「この項」の次に「及び附則第22項」を加え、「(昭和59年奈良市条例第6号)」を削る。

附則に次の3項を加える。

(給与の臨時特例)

22 平成25年7月1日から平成26年3月31までの間(以下「特例期間」という。)においては、給料表の適用を受ける職員の給料月額の支給に当たっては、同表、第7条の2、附則第18項及び改正条例附則第8項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、給料表の額(附則第18項に規定する特定職員にあっては、同項第1号の規定により計算した額)から、給料表の額(附則第18項に規定する特定職員にあっては、同項第1号の規定により計算した額)に当該各号に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。ただし、奈良市職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の3まで及び第7条の規定を適用する場合における給料月額(第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。)は、給料表の額とする。

(1) 職務の級が1級の職員 100分の3.77

(2) 職務の級が2級の職員 100分の4.77

(3) 職務の級が3級の職員 100分の6.77

(4) 職務の級が4級及び5級の職員 100分の7.77

(5) 職務の級が6級の職員 100分の8.5

(6) 職務の級が7級から10級までの職員 100分の10

23 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 地域手当 当該職員の給料月額に対する地域手当の月額(附則第18項に規定する特定職員にあっては、同項第2号の規定により計算した額)に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手

<p>当に対する地域手当の月額に100分の4.99を乗じて得た額</p> <p>(2) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の4.99を乗じて得た額</p> <p>(3) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額(附則第18項に規定する特定職員にあっては、同項第3号の規定により計算した額)に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額</p> <p>ア 職務の級が1級から5級までの職員 100分の6.65</p> <p>イ 職務の級が6級から10級までの職員 100分の7.92</p> <p>(4) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額(附則第18項に規定する特定職員にあっては、同項第4号の規定により計算した額)に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額</p> <p>ア 職務の級が1級から5級までの職員 100分の6.65</p> <p>イ 職務の級が6級から10級までの職員 100分の7.92</p> <p>(5) 第28条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 第28条第1項 前項及び前各号に定める額</p> <p>イ 第28条第2項又は第3項 前項並びに第1号及び第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額</p> <p>ウ 第28条第4項 前項及び第1号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額</p> <p>エ 第28条第5項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額</p> <p>24 特例期間においては、第10条及び第17条から第19条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第20条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(附則第18項に規定する特定職員にあっては、附則第20項の規定により計算した額)に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。</p> <p>(奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)</p> <p>第2条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第2項中「平成26年3月31日」を「平成25年6月30日」に改め、「除く。」の次に「以下同じ。」を、「この項」の次に「及び次項」を加える。</p> <p>附則に次の3項を加える。</p>	<p>(給与の臨時特例)</p> <p>3 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、特定任期付職員の給料月額の支給に当たっては、給料表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、給料表に規定する額から、給料表の額に当該各号に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減じる。ただし、奈良市職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の3まで及び第7条の規定を適用する場合における給料月額は、給料表の額とする。</p> <p>(1) 給料表の号給が1号給の職員 100分の8.5</p> <p>(2) 給料表の号給が2号給から6号給までの職員 100分の10</p> <p>4 特例期間においては、特定任期付職員の給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減じる。</p> <p>(1) 地域手当 当該職員の給料月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額</p> <p>(2) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の7.92を乗じて得た額</p> <p>(3) 給与条例第28条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 給与条例第28条第1項 前項及び前2号に定める額</p> <p>イ 給与条例第28条第2項又は第3項 前項及び前2号に定める額に100分の80を乗じて得た額</p> <p>ウ 給与条例第28条第4項 前項及び第1号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額</p> <p>エ 給与条例第28条第5項 第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額</p> <p>5 特例期間においては、特定任期付職員についての給与条例第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第20条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成25年7月1日から施行する。</p> <p>(平成25年6月24日掲示済)</p> <hr/> <p style="text-align: center;">規 則</p> <p>奈良市ならまちセンター条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>平成25年6月26日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲川元庸</p>
--	--

奈良市規則第49号

奈良市ならまちセンター条例施行規則等の一部を改正する規則

(奈良市ならまちセンター条例施行規則の一部改正)

第1条 奈良市ならまちセンター条例施行規則（平成元年奈良市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「1箇月」を「3箇月」に改める。

(奈良市名勝大乗院庭園文化館条例施行規則の一部改正)

第2条 奈良市名勝大乗院庭園文化館条例施行規則（平成8年奈良市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「1箇月」を「3箇月」に改める。

(奈良市北部会館条例施行規則の一部改正)

第3条 奈良市北部会館条例施行規則（平成16年奈良市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「1箇月」を「3箇月」に改める。

附 則

この規則は、平成25年9月1日から施行する。

(平成25年6月26日掲示済)

奈良市職員倫理規則をここに公布する。

平成25年6月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第50号**奈良市職員倫理規則****(趣旨)**

第1条 この規則は、奈良市職員倫理条例（平成25年奈良市条例第46号。以下「倫理条例」という。）の規定に基づき、職員（倫理条例第2条第1号に規定する職員をいう。以下同じ。）の倫理の保持を図るために必要な事項を定めるものとする。

(行動指針)

第2条 職員は、倫理条例第3条各項に定める職員が遵守すべき倫理原則（以下「倫理原則」という。）を踏まえ、公務員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、市民から負託された公務を遂行する上で求められる倫理の保持を図るため、次に掲げる事項に留意して、職務に臨むよう努めなければならない。

(1) 公共の利益を増進し、より良い市民サービスを提供するため、住み続けたいまち、住んでみたいまちを追求する情熱と気概を常に持つとともに、適正な事務処理を確保しつつ、前例にとらわれない柔軟な発想で行政の役割を考え、行動すること。

(2) 業務に対し最大の効果を挙げられるようにするために、始業から終業までの全ての勤務時間を有効に活用し、職員間の連携等による組織力の向上に取り組むこと。

(3) 業務の成果と職務への意欲を高めるため、職務に関する能力の向上のみならず、自己の資質の向上を図り、幅広い知識と教養を身に付ける等自己啓発及び自己研

さんを行うこと。

(4) 全力を挙げて職務を遂行するため、仕事と生活を調和させ、自己の心身の健康管理に努め、常に最大限の能力が發揮できる状態を保つこと。

(5) 公務に対する信用を傷つけないようにするために、自らの職務にふさわしい品位を保ち、勤務時間外においても節度ある生活態度を保つこと。

(6) 業務の停滞を防ぐため、常に自らの業務の進捗状況を把握し、周囲の業務に支障を及ぼさないようにすること。

(7) 職務執行の公正さを確保するため、常に自律の精神をもって職務を執行し、職務における自らの責任を果たすこと。

(8) 自らの職務や地位は市民から負託された公務に基づくものであることを常に意識し、公私混同することなく自らの職責を果たすこと。

(遵守事項等)

第3条 職員は、法令等（法律及び法律に基づく命令並びに条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規則その他の規程、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する管理規程その他の地方公共団体の長以外の機関の定める規則その他の規程を含む。）をいう。）を遵守するとともに、倫理原則を踏まえ、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為を防止するために、第5条第1項、第7条及び第8条に規定する行為を行わないこととする。

2 職員は、前項のほか、公務に対する信用を傷つけないようにするために、次に掲げる事項を遵守することとする。

(1) 勤務時間の内外を問わず、車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両をいう。）を運転するときは、事故防止及び安全運転に努めること。

(2) 租税、水道料金、公営住宅の家賃その他の公的な債務の支払については、適正な手続を経ずに遅滞させないこと。

(3) セクシュアル・ハラスメント（職場において行われる性的な言動に対する職員の対応により、当該職員がその勤務条件について不利益を受けたり、又は職場において行われる性的な言動により当該職員の就業環境が害されることをいう。）を行わないこと。

3 職員は、倫理条例第5条の規定に基づき任命権者（倫理条例第2条第2号に規定する任命権者をいう。以下同じ。）が実施する研修を受講し、倫理の保持に努めなければならない。

(利害関係者等)

第4条 この規則において、「事業者等」とは、法人（法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

- 2 この規則の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。
- 3 倫理条例第7条に規定する職員の職務に利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）は、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として任命権者が定める者を除く。
- (1) 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号。以下「手続法」という。）第2条第3号及び奈良市行政手続条例（平成11年奈良市条例第19号。以下「手続条例」という。）第2条第4号に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（前項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
 - (2) 補助金等（市が市以外の者に対して交付する補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。以下同じ。）を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
 - (3) 立入検査又は監査（法令（手続条例第2条第1号に規定する法令をいう。）及び条例等（手続条例第2条第2号に規定する条例等をいう。）の規定に基づき行われるものに限る。）をする事務 当該立入検査又は監査を受ける事業者等又は特定個人
 - (4) 不利益処分（手続法第2条第4号及び手続条例第2条第5号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人
 - (5) 行政指導（手続条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
 - (6) 市が所掌する事務のうち事業の発達、改善及び調整に関する事務（前各号に掲げるものを除く。） 当該事業を行っている事業者等
 - (7) 契約（地方自治法第234条第1項に規定する契約をいう。）に関する事務 当該契約を締結している事業者等又は特定個人、当該契約の申込みをしている事業者等又は特定個人及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
 - (8) 指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に関する事務 当該指定を受けている法人その他の団体及び当該指定を受けよう

- としていることが明らかである法人その他の団体
- 4 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。
- 5 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者であるものとみなす。
- 6 国会議員及び地方公共団体の議会の議員（これらの者の秘書、代理人及び使者を含む。）は、職員の利害関係者であるものとみなす。
- （禁止行為等）
- 第5条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花（香典及び供花にあっては、社会通念上儀礼の範囲を超えるものに限る。）その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
 - (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
 - (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
 - (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
 - (5) 利害関係者から供應接待を受けること。
 - (6) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
 - (7) 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
 - (8) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行ふことができる。
- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
 - (2) 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であって立食形式で行われ、公開性の高いものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
 - (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
 - (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交

通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。)。

- (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- (6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
- (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。
- (8) 前項第6号及び第7号に掲げる行為のうち、倫理条例第8条第1項に規定する倫理監督者(以下「倫理監督者」という。)が、明らかに公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認めて許可した行為

3 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

4 第1項の規定の適用については、職員(同項第8号に掲げる行為にあっては、同号の第三者。以下この項において同じ。)が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(禁止行為の例外)

第6条 職員は、私的な関係(職員としての身分に関わらない関係をいう。)がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号(第8号を除く。)に掲げる行為を行うことができる。

2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

第7条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供應接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供應接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品、不動産等その他有価物の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(職員の倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第8条 職員は、他の職員の第5条第1項及び第7条の規定に違反する行為によって当該他の職員(第5条第1項第8号の規定に違反する行為にあっては、同号の第三者)が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部又は一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 倫理条例第2条第3号に規定する管理職員(以下「管理職員」という。)は、その管理又は監督の対象となる職員(以下「部下職員」という。)が倫理条例又は倫理条例に基づく規則に違反する行為を行った疑いがあると思われる事実があるときは、これを黙認してはならない。(倫理監督者の権限等)

第9条 倫理監督者には、市長が指名する者をもって充てる。

2 倫理監督者は、倫理条例第8条第2項に定める指導及び助言その他必要な措置として、次に掲げる事項を行うことができる。

- (1) 第5条第2項第8号に基づく許可をすること。
- (2) 職員からの第5条第3項又は第6条第2項の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- (3) 前号に定めるもののほか、倫理条例又はこの規則に関する職員からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- (4) 倫理条例第8条第4項の報告をするにあたり、意見を付すこと。

3 倫理監督者は、倫理条例第8条第3項の疑いの有無を判断するにあたっては、当該職員の職務及び責任、当該行為の内容及び程度、当該行為に至った経緯、当該行為が職務の執行の公正さに対する市民の信頼に及ぼす影響等を勘案して判断するものとする。

4 倫理監督者は、職員の倫理の保持を図るために必要があると認めるときは、専門的知識を有する者の意見を聞くことができる。

5 倫理監督者は、その指定する職員に、倫理条例又はこの規則に定めるその職務の一部を行わせることができる。(任命権者の責務)

第10条 任命権者は、倫理条例又はこの規則に定める事項の実施に關し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 職員が倫理条例又は倫理条例に基づく規則に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。
- (2) 職員が、他の職員による倫理条例又は倫理条例に基づく規則に違反する行為について倫理監督者その他の適切な機関に通知をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。
- (3) 研修その他の施策により、職員の倫理観のかん養及び保持に努めること。
- (4) 市長に対し、倫理条例第5条の規定に基づいて講じた措置及び倫理条例第8条第4項の規定に基づき倫理監督者から報告された調査結果の概要を報告すること。(管理職員の責務)

第11条 管理職員は、その職責の重要性を自覚し、倫理原則を自ら率先して遵守しなければならない。

- 2 管理職員は、部下職員に対し、倫理原則を踏まえ、市民の疑惑や不信を招くような行為の防止及び市民の信頼を確保するため、必要な指導を行わなければならない。
- 3 管理職員は、部下職員の職務の執行状況を常に点検し、その改善を図りつつ、良好な職場環境の形成に努めなければならない。
- 4 管理職員は、部下職員に対し、勤務時間外の行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを自覚させ、倫理意識の高揚を促さなければならない。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。
(平成25年6月26日掲示済)

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成25年6月26日
奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第51号

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例（平成25年奈良市条例第51号）の施行期日は、平成25年8月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
(平成25年6月26日掲示済)

平成25年夏季の節電対策のための奈良市青山プール使用料減額の基準及び手続の特例を定める規則をここに公布する。

平成25年6月26日
奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第52号

平成25年夏季の節電対策のための奈良市青山プール使用料減額の基準及び手続の特例を定める規則

（趣旨）

第1条 この規則は、奈良市体育施設条例（昭和60年奈良市条例第24号）第6条の規定に基づき、平成25年夏季の節電対策として実施する奈良市青山プール（以下「青山プール」という。）の使用料の減額に関し、その基準及び減額申請手続の特例を定めるものとする。

（減額の基準）

第2条 平成25年7月22日から同年8月30日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）、午後に青山プールを利用する者については、奈良市体育施設条例別表第5に規定する使用料を半額免除する。

（使用料減額手続の特例）

第3条 前条の規定により青山プールの使用料の半額免除を受けようとする者は、奈良市体育施設条例施行規則（平成20年奈良市規則第9号）第10条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する体育施設使用料減免申請書の提出を要しないものとする。

附 則**（施行期日）**

- 1 この規則は、平成25年7月22日から施行する。
(この規則の失効)
- 2 この規則は、平成25年8月30日限り、その効力を失う。
(平成25年6月26日掲示済)

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第53号

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則

奈良市行政組織規則（平成14年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市民活動部の部スポーツ振興課の項の次に次のように加える。

スポーツ産業支援グループ	
--------------	--

第27条の2総務係の部分の第6号中「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改め、スポーツ振興係の部分の第6号中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改め、同条に次の1項を加える。

2 スポーツ振興課スポーツ産業支援グループの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 国際及び全国スポーツイベントの企画、誘致等に関すること。

(2) 地域密着型トップスポーツの支援、振興等に関すること。

(3) スポーツツーリズムの推進に関すること。

第39条第1項総務係の部分中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第40条作業第二係の部分の第3号中「及び吸い殻入れ」を削り、「それらの」を「その」に改め、同条大型ごみ収集係の部分の第1号中「粗大ごみ」を「大型ごみ」に改める。

第42条の2計画係の部分中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 奈良市カラスによる被害の防止及び良好な生活環境を守る条例（平成25年奈良市条例第45号）に関すること。

第43条第1項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 国際特別都市建設連盟等関係団体に関すること。

第47条総務係の部分中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第53条第1項審査指導係の部分の第1号中「奈良県風致地区条例（昭和45年3月奈良県条例第43号）」を「奈良市風致地区条例（平成24年奈良市条例第66号）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の

改正規定及び第27条の2に1項を加える改正規定は、平成25年7月1日から施行する。

(平成25年6月26日掲示済)

告示

奈良市告示第414号

平成25年奈良市議会6月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成25年6月17日

(科 目)	(既決予定額)
	支

第1款 水道事業費用 7,921,000千円

第2項 営業外費用 763,623千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額3,060,000千円」を「不足する額3,062,252千円」に、「当年度分損

(科 目)	(既決予定額)
	収

第1款 資本的収入 1,751,000千円

第1項 企業債 500,000千円

支

第1款 資本的支出 4,811,000千円

第5項 企業債償還金 2,258,932千円

第6項 長期割賦金 1,085,792千円

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた起債の目的及び限度額を次の

補 正 前		補 正 後	
起債の目的	限 度 額	起債の目的	限 度 額
建設改良費に充当	500,000 千円	建設改良費に充当	500,000 千円
—	—	水資源機構割賦負担金の繰上償還に充当	186,600
計	500,000	計	686,600

平成25年度奈良市都祁水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成25年度奈良市都祁水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(科 目)	(既決予定額)
	支

第1款 水道事業費用 375,200千円

第2項 営業外費用 82,604千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた「第1項 負担金」を「第2項 負担金」に、「第2項 分担金」を「第3項 分担

(科 目)	(既決予定額)
	収

第1款 資本的収入 260,600千円

奈良市長 仲川元庸

1 平成25年度奈良市水道事業会計補正予算(第1号)

2 平成25年度奈良市都祁水道事業会計補正予算(第1号)

平成25年度奈良市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成25年度奈良市水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成25年度奈良市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

(補正予定額)	(計)
---------	-----

出

△4,618千円 7,916,382千円

△4,618千円 759,005千円

益勘定留保資金994,974千円」を「当年度分損益勘定留保資金997,226千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(補正予定額)	(計)
---------	-----

入

186,600千円 1,937,600千円

186,600千円 686,600千円

出

188,852千円 4,999,852千円

62,561千円 2,321,493千円

126,291千円 1,212,083千円

ように改める。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成25年度奈良市都祁水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(補正予定額)	(計)
---------	-----

出

△946千円 374,254千円

△946千円 81,658千円

金」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(補正予定額)	(計)
---------	-----

入

38,200千円 298,800千円

第1項 企 業 債	一千円	支 出	38,200千円	38,200千円
第1款 資本的支出	257,800千円		38,688千円	296,488千円
第2項 企業債償還金	192,561千円		12,800千円	205,361千円
第3項 長期割賦金 (企業債)	64,973千円		25,888千円	90,861千円
第4条 予算第8条を第9条とし、第5条から第7条まで を一条ずつ繰り下げる、第4条の2の次に次の二条を加え		る。	第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。	
起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
水資源機構割賦負担金の 繰上償還に充当	千円 38,200	証書借入	5.0%以内（利率 見直し方式により 当該利率の見直し を行った後においては、見直し後の 利率とする。）	借入先の融資条件による。 ただし企業財政の都合により、据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に 借り換えることができる。

(平成25年6月17日掲示済)

奈良市告示第415号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年6月17日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

市道中部第626・628号線整備工事ほか30件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

以下省略

(平成25年6月17日掲示済)

奈良市告示第416号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年6月17日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

都郡分団上深川町ポンプ格納庫建設その他に伴う建築設計業務委託（業務場所、業務期間、業務概要、予定価格、最低制限基準価格は別表のとおり）

以下省略

(平成25年6月17日掲示済)

奈良市告示第417号

次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）

第2条の規定により公告します。

なお、この工事は、低入札価格調査制度を採用します。詳細は、奈良市建設工事低入札価格調査制度試行要領によります。

平成25年6月17日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 (仮称) 入江泰吉旧居耐震補強及び改修その他工事
- (2) 工事場所 奈良市水門町49番2
- (3) 工期 契約の日から平成26年2月28日まで
- (4) 工事概要 建築主体工事一式 電気設備工事一式 機械設備工事一式
- (5) 予定価格 60,380千円（消費税及び地方消費税を除く）
- (6) 調査基準モデル型算出価格 51,042千円（消費税及び地方消費税を除く）

以下省略

(平成25年6月17日掲示済)

奈良市告示第418号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年6月17日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 奈良市住宅マスタープラン等計画策定業務委託
- (2) 業務場所 奈良市内全域
- (3) 業務期間 契約の日から平成26年3月28日までとする。
- (4) 業務概要 奈良市住宅マスタープラン策定 一式 奈良市営住宅ストック総合活用計画策定

<p>一式</p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">(平成25年6月17日掲示済)</p> <hr/> <p>奈良市告示第419号</p> <p>次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。</p> <p>平成25年6月17日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 業務名 柳生中学校他3校耐震診断及び耐震補強 設計業務委託</p> <p>(2) 業務場所 奈良市柳生町212番地の2他</p> <p>(3) 業務期間 契約の日から平成26年2月14日までとする。</p> <p>(4) 業務概要 診断業務委託 武道場1棟 校舎2棟 屋内運動場1棟 設計業務委託 校舎1棟</p> <p>(5) 予定価格 11,527千円（消費税及び地方消費税を除く。）</p> <p>(6) 最低制限基準価格 9,013千円（消費税及び地方消費税を除く。）</p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">(平成25年6月17日掲示済)</p> <hr/> <p>奈良市告示第420号</p> <p>次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。</p> <p>平成25年6月17日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 工事名 燃却炉棟構造改修工事</p> <p>(2) 工事場所 奈良市左京五丁目2番地「奈良市環境清美工場」</p> <p>(3) 工事期間 契約の日から平成26年3月17日までとする。</p> <p>(4) 工事概要 1号炉、2号炉廻りの2階スラブ（1階天井の梁）構造改修</p> <p>(5) 予定価格 47,085千円（消費税及び地方消費税を除く。）</p> <p>(6) 最低制限基準価格 40,453千円（消費税及び地方消費税を除く。）</p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">(平成25年6月17日掲示済)</p> <hr/> <p>奈良市告示第421号</p> <p>奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良</p>	<p>市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。</p> <p>平成25年6月17日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。</p> <p>2 移動年月日 平成25年6月16日</p> <p>3 移動対象区域 近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域</p> <p>4 保管場所 奈良市大安寺西二丁目288-1 奈良市自転車等保管施設</p> <p>5 引取期間 移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。</p> <p>6 引取時間 午前9時から午後4時30分まで</p> <p>7 引取りのための必要事項</p> <p>(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。</p> <p>(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。</p> <p>ア 移動費 自転車 2,000円 原動機付自転車 4,000円</p> <p>イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）</p> <p>8 連絡先 奈良市市民生活部 防犯・交通安全課 電話0742-34-1111代表</p> <p style="text-align: right;">(平成25年6月17日掲示済)</p> <hr/> <p>奈良市告示第422号</p> <p>奈良市私立幼稚園預かり保育事業補助金交付要綱を次のように定める。</p> <p>平成25年6月18日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲川元庸</p> <p style="text-align: center;">奈良市私立幼稚園預かり保育事業補助金交付要綱 (目的)</p> <p>第1条 この要綱は、幼児教育を希望する就労家庭の幼稚園への入園を推進するため、長期休業期間に預かり保育を実施する市内の私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）に対し、予算の範囲内で私立幼稚園預かり保育事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。</p>
--	--

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定による認可を受けて、本市に設置する幼稚園をいう。
- (2) 預かり保育 私立幼稚園が、園則で規定している保育時間終了後又は休業日に、保護者の希望により在籍する幼児の保育を園地又は園舎内で行うことをいう。
- (3) 長期休業期間 私立幼稚園が、園則で規定している夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日をいう。
- (4) 実施時間 預かり保育を実施した時間をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、長期休業期間に設置者が行う預かり保育で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 1日につき6時間以上実施するもの
- (2) 1年度につき20日以上実施するもの

2 預かり保育の実施を予定していたが、在籍する幼児がないかった日については、補助対象事業の日数に含めないものとする。実施時間が6時間未満の日についても、同様とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費は、当該年度における補助対象事業に要する人件費、教育研究費、管理経費及び設備費に関する経費とする。

2 補助金の額は、別表の中欄に定める1日の実施時間の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める額に実施日数を乗じて得た額の合計額とする。ただし、各年度において1補助事業者につき382,000円を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする設置者（以下「申請者」という。）は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) 園則
- (5) 補助対象事業となる預かり保育の実施について保護者に周知していることを示す書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、補助金の交付を決定したときは、規則第7条第1項に規定する補助金等交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(事業の計画変更の申請等)

第7条 前条の規定による通知を受けた申請者が、事業計画を変更しようとするときは、規則第11条に規定する補助事業等変更・中止（廃止）承認申請書を市長に提出し、

その承認を受けなければならない。

(指示及び検査)

第8条 市長は、第6条の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、当該年度の3月31日までに市長に提出するものとする。

(1) 収支決算書

(2) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第10条 市長は、前条の規定による書類を受理した場合には、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第15条に規定する補助金等確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、規則第17条第2項に規定する補助金等交付請求書により、補助金の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(帳簿等の保管等)

第12条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間は、これを保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成25年6月18日から施行し、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

別表（第4条関係）

区分	1日の実施時間	単価
A	6時間	7,100円
B	7時間	8,170円
C	8時間以上	9,240円

(注) 1 複数の区分に該当する場合は、実施時間の最も長いものに係る区分を当該日の区分とする。

2 実施時間は1時間単位とし、実施時間途中で在籍する幼児が降園した場合の区分の決定については、実施時間が6時間31分以上7時間未満の場合はBの区分に、7時間31分以上8時間未満の場合はCの区分に切り上げるものとする。

(平成25年6月18日掲示済)

奈良市告示第423号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年6月18日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成25年6月18日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成25年6月18日掲示済)

奈良市告示第424号

自動販売機設置に係る市有財産の貸付けについて、次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年6月18日

奈良市長 仲川元庸

第1 入札に付する事項

- | | |
|--------|-------------------------|
| 1 件名 | 自動販売機設置に係る市有財産の貸付 |
| 2 貸付期間 | 平成25年8月1日から平成28年7月31日まで |
| 3 貸付物件 | 下表のとおり |

物件番号	所在地	設置場所	貸付面積	設置台数	最低貸付料
⑦	鴻ノ池コート	玄関横屋外	2.12m ²	1	636,321円
	鴻ノ池陸上競技場	自動販売機コーナー	1.79m ²	1	
	中央武道場	主道場応接室壁面	1.51m ²	1	
	中央第二武道場	乾燥室前壁面	1.51m ²	1	
	中央第二武道場	乾燥室前壁面	1.42m ²	1	
	中央第二武道場	乾燥室前壁面	1.15m ²	1	
	都祁生涯スポーツセンター	ホール内男子トイレ前	1.33m ²	1	
	都祁生涯スポーツセンター	便所棟前	1.33m ²	1	
	西大寺北地域ふれあい会館	ホール	1.06m ²	1	
	都祁福祉センター	ロビー	1.24m ²	1	
	都祁福祉センター	ロビー	1.24m ²	1	
⑧	なら100年会館	楽屋口前	1.42m ²	1	443,418円
	なら100年会館	エントランスホール	1.42m ²	1	
	柏木コート	管理棟屋外	1.51m ²	1	
⑨	西部生涯スポーツセンター温水プール・体育館	自動販売機コーナー	1.24m ²	1	174,141円

- (1) 貸付面積は、自動販売機の放熱余地・転倒防止板等の面積及び回収ボックスの面積の合計です。
- (2) 落札者は、貸付期間中、継続的に自動販売機を設置しなければなりません。
- (3) 貸付期間の更新は、行いません。
- (4) 最低貸付料を予定価格とします。
- (5) 最低貸付料は、3年間の貸付期間の総額であり、消費税及び地方消費税を含まない額です。
- (6) 最低貸付料は、光熱水費等を除いた額です。

以下省略

奈良市告示第425号

奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）第25条の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を次のとおり定めたので、奈良市個人情報保護条例施行規則（平成21年奈良市規則第79号）第17条の規定に基づき告示します。

なお、平成24年奈良市告示第646号は、廃止します。

平成25年6月19日

奈良市長 仲川元庸

(平成25年6月18日掲示済)

試験等の名称	奈良市立看護専門学校入学者選考試験
口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の内容	受験者本人の各試験得点及びその合計点
開示する期間	入学試験合格発表日の翌日から1箇月間
開示する場所	奈良市立看護専門学校

(平成25年6月19日掲示済)

奈良市告示第426号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条に規定する方法による住居表示の実施のため、本市内の区域のうち別図1に示す町の区域及び名称を別図2に示すとおり変更したいので、同法第5条の2第1項の規定により変更案を公示します。

なお、この案に係る町の区域内に住所を有する者で奈良市の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、この案に意義があるときは、同法第5条の2第2項の規定により、公示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を附して、この案に対する変更の請求をすることができます。

平成25年6月20日

奈良市長 仲川元庸

変更案

	変更前	変更後
区域	別図1のとおり	別図2のとおり
名称	二名平野一丁目の一部	西登美ヶ丘八丁目

別図1及び別図2省略

(平成25年6月20日掲示済)

奈良市告示第427号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条に規定する方法による住居表示の実施のため、本市内の区域のうち別図1に示す町の区域及び名称を別図2に示すとおり変更したいので、同法第5条の2第1項の規定により変更案を公示します。

なお、この案に係る町の区域内に住所を有する者で奈良市の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、この案に意義があるときは、同法第5条の2第2項の規定により、公示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を附して、この案に対する変更の請求をすることができます。

平成25年6月20日

奈良市長 仲川元庸

変更案

	変更前	変更後
区域	別図1のとおり	別図2のとおり
名称	横領町・西大寺南町・青野町及び菅原町の各一部	西大寺国見町二丁目

別図1及び別図2省略

(平成25年6月20日掲示済)

奈良市告示第428号

都市公園の区域を変更するので、奈良市都市公園条例（昭和46年奈良市条例第14号）第14条の2の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成25年6月20日

奈良市長 仲川元庸

1 名称・位置

名称	位置
押熊町第12号街区公園	奈良市押熊町1587番地74
鴻ノ池運動公園	奈良市法蓮佐保山四丁目1516番地の1

2 変更区域

別紙図面のとおり

（別紙図面は省略し、奈良市都市整備部公園緑地課において一般の縦覧に供します。）

3 変更年月日

平成25年6月20日

(平成25年6月20日掲示済)

奈良市告示第429号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第9条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成25年6月20日

奈良市長 仲川元庸

名称	位置	区域	供用開始日
法蓮桜町街区公園	法蓮町80番10	別紙図面のとおり (別紙図面は省略し、奈良市都市整備部都市計画室公園緑地課において一般の縦覧に供します。)	平成25年6月20日
押熊町第15号街区公園	押熊町1587番115		
二名二丁目第3号街区公園	二名二丁目2488番40		

(平成25年6月20日掲示済)

奈良市告示第430号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年6月20日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成25年6月20日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成25年6月20日掲示済)

奈良市告示第431号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年6月21日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成25年6月21日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成25年6月21日掲示済)

奈良市告示第432号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年6月24日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成25年6月24日

3 移動対象区域

近鉄西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成25年6月24日掲示済)

奈良市告示第433号

次のとおり公募型プロポーザルに付しますので、地方自

治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年6月25日

奈良市長 仲川元庸

1 公募に付する事項

項目	概要
業務名	歴史的まちなみ景観資源調査業務委託
業務内容	歴史的な街並みや建造物、そこで連続と営まれている伝統的な祭りや行事、産業などは、その重層的な歴史を物語っており、奈良市固有の歴史的環境を形成している。それらの歴史・文化を活かしたまちづくりを効率的かつ効果的に推進することを目的として、歴史的風致維持向上計画（素案）を策定する。
委託期間	契約日から平成26年3月25日まで
業務場所	奈良市全域
契約形式	業務委託契約
委託予定金額	4,760,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

2 公募に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、奈良市における一般競争入札等の参加を制限されている者でないこと。
- (2) 奈良市建設工事等入札参加者入札参加停止措置要領（平成22年5月1日施行）及び奈良市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領（平成22年5月1日施行）に基づき、指名停止を受けている者でないこと。
- (3) 市町村民税（法人市町村民税及び個人市町村民税）を滞納している者でないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等による手続を行っている者でないこと。
- (5) 奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第6条に規定する措置の対象でないこと。

ただし、奈良市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書（平成25年4月1日発効）に基づき、奈良警察署長に照会しますので、申請に当たっては、幹事者及び共同提案者の代表者の生年月日、現住所等を記載していただきますが、予めご了承ください。

- (6) 本要項の趣旨を理解し、滞りなく業務を履行できる者であること。

3 参加手続

本プロポーザルに参加する場合は、提出期間内に下記書類を提出すること。

- (1) 提出書類

<p>① 参加意向の確認に係る提出書類</p> <p>以下の書類について、所定の部数を提出すること。</p> <p>ア 参加意向申出書（様式1-1又は1-2）1部</p> <p>イ 提案書提出業者選定調査（様式2）1部</p> <p>ウ 誓約書（様式3）1部</p> <p>※参加意向申出書の提出後に参加意向申出書の記載事項に変更が生じた場合には、下記(4)に示す提出期間内に「参加意向申出書記載事項変更届出書」（様式1-3）を添えて、改めて参加意向申出書を提出すること。</p> <p>② 提案書に係る提出書類</p> <p>別紙「歴史的まちなみ景観資源調査業務委託仕様書」を参照するとともに、別紙1「募集する提案の内容」、別紙2「募集する提案の要件」に基づき作成すること。</p> <p>ア 提案書表紙（様式4）…1部</p> <p>イ 提案書…10部</p> <p>提案書サイズはA4サイズ（左綴じ）で統一して下さい。提案書枚数は6枚以内（両面可）とします。</p> <p>ウ 見積書…10部</p> <p>エ 会社概要及び実績（会社概要（任意様式）及び様式5、6）…10部</p> <p>(2) 提出方法</p> <p>持参に限る。</p> <p>(3) 提出先</p> <p>奈良市都市整備部まちづくり指導室景観課 奈良市二条大路南一丁目1番1号</p> <p>(4) 提出期間</p> <p>平成25年6月25日（火）～平成25年7月12日（金）の午前9時から午後5時まで受け付けます。（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）</p> <p>いかなる理由でも、期限を過ぎた場合は受け付けません。</p> <p>(5) 参加意向申出書提出後の辞退</p> <p>① 参加意向申出書提出後に辞退をする場合は、速やかに奈良市に連絡の上、辞退届（様式は任意）を提出すること。</p> <p>② 辞退したことをもって、今後の委託契約において不利な取り扱いは生じないものとする。</p> <p>(6) 提案資格者の選定</p> <p>① 参加意向申出書を審査した結果、要件を満たしていると判断された者に、選定された旨を提案資格確認結果通知書にて通知する。</p> <p>② 参加意向申出書を審査した結果、要件を満たしていないと判断された者に、選定されなかった旨とその理由を提案資格確認結果通知書にて通知する。</p> <p>③ ②の通知を受けた者は、書面により非選定理由について説明を求めることができる（様式は任意）。非選定理由の説明書請求の提出方法、提出先及び提</p>	<p>出期間は以下のとおり。</p> <p>ア 提出方法及び提出先</p> <p>本項(2)、(3)に同じ。</p> <p>イ 提出期間</p> <p>通知日から起算して5日（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）以内の午前9時から午後5時まで受け付ける。いかなる場合でも、期限を過ぎた場合は受け付けない。</p> <p>④ ③の説明を求められた時は、奈良市景観課が書面を受領した日から起算して5日（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。</p> <p><問い合わせ先></p> <p>〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市都市整備部まちづくり指導室景観課 keikan@city.nara.lg.jp</p> <p>（平成25年6月25日掲示済）</p> <hr/> <p>奈良市告示第434号</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。</p> <p>なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。</p> <p>平成25年6月26日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 許可の年月日及び番号 平成25年5月2日 奈良市指令都整開 第13A-10号</p> <p>2 検査済証の交付年月日及び番号 開発行為 平成25年6月26日 第1361号 公共施設 平成25年6月26日 第626号</p> <p>3 開発区域に含まれる地域 奈良市菅原町648番1、649番1、1296番及び1297番</p> <p>4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良市菅原町174-6 西原信 広島市安芸区船越三丁目13番13号 K'sオフィス株式会社 代表取締役 柏木悦徳</p> <p>5 公共施設の種類、位置及び区域</p> <p>(1) 道路 奈良市菅原町649番1の一部</p> <p>（平成25年6月26日掲示済）</p> <hr/> <p>奈良市告示第435号</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告します。</p> <p>平成25年6月27日</p>
---	--

奈良市長 仲川元庸		指定番号 第24005号
申請者住所	奈良市恋の窪東町140番地の14	
申請者氏名	濱田 明	
道路の位置	奈良市南紀寺町四丁目116番2	
道路の幅員	最大4.00m 最小4.00m	
道路の延長	10.80m	
指定年月日	平成25年6月27日	
奈良市告示第436号		(平成25年6月27日掲示済)
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。		
平成25年6月27日		奈良市長 仲川元庸
指定介護機関		
名称	所在地	施設又は実施する事業の種類
開設者		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	
あすならホーム富雄 安心ケアシステム	奈良県奈良市鳥見町三丁目11-1	定期巡回随時対応型訪問介護看護
社会福祉法人 協同福祉会	奈良県大和郡山市宮堂町160-7	平成25年5月1日
(平成25年6月27日掲示済)		
奈良市告示第437号		
奈良市風しん予防接種（成人）費用助成事業実施要綱を次のように定める。		
平成25年6月27日		
奈良市長 仲川元庸		
奈良市風しん予防接種（成人）費用助成事業実施要綱		
(目的)		
第1条 この要綱は、風しんの流行拡大を防ぎ、先天性風しん症候群の発生を予防するために予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づかない任意の風しんワクチン（単抗原）又は麻しん風しん混合ワクチン（MR）の予防接種（以下「任意風しん予防接種」という。）を受けた者に対して、予算の範囲内で予防接種費用の一部又は全部を助成することについて必要な事項を定め、もって市民の経済的負担を軽減するとともに、市民の保健向上に寄与し、市民の福祉の増進を図ることを目的とする。		
(対象者)		
第2条 予防接種費用の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、任意風しん予防接種を受けるとする日において本市に住民登録がある者であって、次の表に掲げるものとする。ただし、過去に風しん予防接種を2回受けた者又は風しんにかかったことが明らかである者を除く。		
対象者	年齢要件	
(1) 妊娠を予定又は希望している女性	平成7年4月1日以前に生まれた者	
(2) 妊娠を予定又は希望している女性の夫		
(3) 妊娠をしている女性の夫		
(4) 妊娠をしている女性と同居している家族（以下「同居家族」という。）		なし
(予防接種の実施等)		
第3条 任意風しん予防接種は、本市と社団法人奈良市医師会（以下「医師会」という。）との契約に基づき指定された医療機関（以下「実施医療機関」という。）で実施する。		
2 任意風しん予防接種を希望する対象者（同居家族を除く。）は、実施医療機関にその旨を申し出なければならない。		
3 実施医療機関は、前項の申出を受けたときは、当該対象者が前条の規定に該当することを確認し、当該対象者に奈良市風しん予防接種（成人）費用助成事業用麻しん風しん予防接種予診表（以下「予診表」という。）を交付するものとする。		
4 任意風しん予防接種を希望する対象者のうち同居家族である者は、接種前に、奈良市風しん予防接種（成人）申請書（別記第1号様式）により平成26年3月31までに市長に申請しなければならない。		
5 市長は、前項の申請を受理したときは、当該対象者が前条の規定に該当することを確認し、当該対象者に予診表を交付するものとする。		
6 対象者は、第3項及び前項の予診票並びに本人を確認できる書面等を実施医療機関に提出して、平成25年5月24日から平成26年3月31までの間に任意風しん予防接		

種を受けるものとする。

(助成金の額及び助成の回数)

第4条 助成金の額は、任意風しん予防接種1回につき5,805円とする。ただし、実施医療機関において当該予防接種に要した費用が、対象者の自己負担金3,000円を差し引いて5,805円に満たない場合は、当該予防接種に要した費用の額から3,000円を差し引いた額とする。

2 助成の回数は、風しんワクチン（単抗原）予防接種又は麻しん風しん混合ワクチン（MR）予防接種のいずれか1回のみとする。

3 第1項の規定にかかわらず、任意風しん予防接種を受けようとする日において生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている世帯（以下「生活保護世帯等」という。）に属する対象者については、助成金の額は8,805円とする。ただし、実施医療機関において当該予防接種に要した費用が、8,805円に満たない場合は、当該予防接種に要した費用の額とする。この場合において、当該対象者は、生活保護世帯等であることを証する書類を実施医療機関（同居家族である者にあっては、市長）に提出しなければならない。

(助成金の請求)

第5条 実施医療機関は、任意風しん予防接種の実施に係る平成25年度風しん予防接種（成人）実施報告書を作成し、これに対象者の予診表を添えて、医師会に報告するものとする。

2 医師会は、前項の報告書及び予診表をとりまとめて、助成金の請求書とともに奈良市長に提出しなければならない。この場合において、当該請求は、麻しん風しん混合ワクチン（MR）代金に係る部分を除くものとする。

3 実施医療機関が実施した任意風しん予防接種に係る麻しん風しん混合ワクチン（MR）の代金については、本市と契約を締結している薬品卸会社が実施医療機関の納品受領書を添えて市長に請求するものとする。

4 市長は、前2項の規定による請求があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、医師会又は薬品卸会社に助成金を支払うものとし、これをもって当該対象者に対し、任意風しん予防接種費用の助成を行ったものみなす。

(助成の特例)

第6条 市長は、対象者（同居家族である者を除く。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の規定にかかわらず、償還払いにより直接当該対象者に対して助成を行うものとする。

(1) 平成25年4月1日から同年5月31日までの間に実施医療機関以外の医療機関で任意風しん予防接種を受け、費用の全額を負担した場合

(2) 平成25年5月24日から同月31日までの間に実施医療機関で任意風しん予防接種を受け、費用の全額を負担

した場合

2 市長は、対象者（同居家族である者に限る。）が平成25年6月1日から同年7月31日までの間に実施医療機関又は実施医療機関以外の医療機関で任意風しん予防接種を受け、費用の全額を負担した場合は、第3条の規定にかかわらず、償還払いにより直接当該対象者に対して助成を行うものとする。

3 前2項の規定による助成金の額及び助成の回数については、第4条の規定を準用する。

4 第1項又は第2項の規定により助成を受けようとする対象者は、奈良市風しん予防接種（成人）費用償還払い請求書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて平成26年3月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 医療機関が発行した任意風しん予防接種に係る領収書

(2) 任意風しん予防接種を受けたことが確認できる予防接種済証又は予診票の写し

(3) 母子健康手帳の写し（第2条の表の(3)及び(4)に該当する者に限る。）

(4) 生活保護世帯等であることを証する書類（生活保護世帯等に属する者に限る。）

（健康被害発生時の救済）

第7条 市長は、この要綱の規定により助成を受けた対象者が任意風しん予防接種を受けたことによって健康被害が発生したと認められたときは、全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度又は独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）の規定を適用し、必要な救済措置を講じるものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、任意風しん予防接種費用の助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成25年6月27日から施行し、同年4月1日以後に任意風しん予防接種を受けた者について適用する。

（この告示の失効）

2 この告示は、平成26年5月31日限り、その効力を失う。

別記

第1号様式（第3条関係）

奈良市風しん予防接種（成人）申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

任意風しん予防接種を希望しますので、下記のとおり申請します。

なお、住所等の確認のため、奈良市が住民基本台帳を閲覧することに同意します。

記

予防接種を希望する方	氏 名	
	生年月日	
	続柄※1	
妊娠をしている方	氏 名	
	生年月日	
	出産予定日	
り患歴・接種歴の確認 (右記内容について確認 し、□にチェック)	<input type="checkbox"/> 過去に風しんにかかったことがありません。 <input type="checkbox"/> 過去に風しん予防接種（麻しん・風しん混合ワクチン予防接種を含みます。）を 2回受けたことがありません。	

※1 妊娠をしている方との続柄を記載してください。

【添付書類】

- (1) 妊娠をしている方の母子健康手帳の写し
- (2) 生活保護世帯等であることを証する書類 ※該当する方のみ

第2号様式(第6条関係)

奈良市風しん予防接種(成人)費用償還払い請求書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

任意風しん予防接種を受けましたので、下記のとおり請求します。

なお、住所等の確認のため、奈良市が住民基本台帳を閲覧することに同意します。

記

請求金額 円

接種者氏名			
生年月日	年 月 日		
接種日	年 月 日		
予防接種を受けた医療機関			
該当内容 (□にチェック)	<input type="checkbox"/> 妊娠を予定又は希望している女性 <input type="checkbox"/> 妊娠を予定又は希望している女性の夫 <input type="checkbox"/> 妊娠している女性の夫 <input type="checkbox"/> 妊娠している女性の同居家族		
接種内容 (□にチェック)	<input type="checkbox"/> 麻しん風しん混合ワクチン(MR) <input type="checkbox"/> 風しんワクチン(単抗原)		
支払った金額	円		
助成金額 (この欄は記入しない)			

振込先

金融機関		預金種別	口座番号												
銀行 農協 信金	支店	普通 (総合)	・当座												
	店番	フリガナ													
		口座名義人													

※振込先口座は、申請者の口座名義とします。

※請求金額は、医療機関に支払った金額又は助成金額のうち少ない方の金額になります。

※申請者が接種者の代理人である場合は、委任状の提出が必要です。

【添付書類】

- (1) 領収書(原本)
- (2) 医療機関が発行した予防接種済証又は予診票の写し
(接種内容、接種者の氏名、接種日、医療機関名が確認できるもの)
- (3) 母子健康手帳の写し ※該当する方のみ
- (4) 生活保護世帯等であることを証する書類 ※該当する方のみ

		(平成25年6月27日掲示済)																																																			
奈良市告示第438号		3 移動対象区域 近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域 以下省略		(平成25年6月27日掲示済)																																																	
奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。																																																					
平成25年6月27日 奈良市長 仲川元庸		奈良市告示第439号 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の指定辞退の届出がありましたので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。		平成25年6月27日 奈良市長 仲川元庸																																																	
1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。																																																					
2 移動年月日 平成25年6月27日																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>医師の氏名</th> <th>医療機関の名称</th> <th>医療機関の所在地</th> <th>診療科目及び障害名</th> <th>辞退年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上田 欽一</td> <td>医療法人岡谷会 高畠診療所</td> <td>奈良市高畠町95番地の1</td> <td>内科 (肢体不自由) (心臓機能障害)</td> <td>平成25年4月4日</td> </tr> <tr> <td>宮城 恒子</td> <td>医療法人岡谷会 高畠診療所</td> <td>奈良市高畠町95番地の1</td> <td>内科 (肢体不自由) (心臓機能障害) (呼吸器機能障害)</td> <td>平成25年4月4日</td> </tr> <tr> <td>門田 光裕</td> <td>医療法人岡谷会 さくら診療所</td> <td>奈良市南京終町一丁目183番地 の25</td> <td>眼科 (視覚障害)</td> <td>平成25年4月1日</td> </tr> </tbody> </table>						医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目及び障害名	辞退年月日	上田 欽一	医療法人岡谷会 高畠診療所	奈良市高畠町95番地の1	内科 (肢体不自由) (心臓機能障害)	平成25年4月4日	宮城 恒子	医療法人岡谷会 高畠診療所	奈良市高畠町95番地の1	内科 (肢体不自由) (心臓機能障害) (呼吸器機能障害)	平成25年4月4日	門田 光裕	医療法人岡谷会 さくら診療所	奈良市南京終町一丁目183番地 の25	眼科 (視覚障害)	平成25年4月1日																												
医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目及び障害名	辞退年月日																																																	
上田 欽一	医療法人岡谷会 高畠診療所	奈良市高畠町95番地の1	内科 (肢体不自由) (心臓機能障害)	平成25年4月4日																																																	
宮城 恒子	医療法人岡谷会 高畠診療所	奈良市高畠町95番地の1	内科 (肢体不自由) (心臓機能障害) (呼吸器機能障害)	平成25年4月4日																																																	
門田 光裕	医療法人岡谷会 さくら診療所	奈良市南京終町一丁目183番地 の25	眼科 (視覚障害)	平成25年4月1日																																																	
(平成25年6月27日掲示済)																																																					
奈良市告示第440号																																																					
下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。																																																					
なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求することができます。																																																					
また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市長 仲川元庸																																																					
2 指定工事店名																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>受付番号</th> <th>指定番号</th> <th>店舗の所在地</th> <th>会社名又は商号</th> <th>代表者又は氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市内</td> <td>1</td> <td>第441号</td> <td>奈良市田中町369-2</td> <td>エンゼル工房</td> <td>山本 忠幸</td> </tr> <tr> <td>市外</td> <td>2</td> <td>第442号</td> <td>奈良県橿原市西池尻町362-3</td> <td>米田水道商会</td> <td>米田 信一</td> </tr> <tr> <td>市外</td> <td>3</td> <td>第443号</td> <td>奈良県生駒郡三郷町信貴ヶ丘3丁目7-1</td> <td>株式会社 吉川設備</td> <td>吉川 洋二</td> </tr> <tr> <td>市内</td> <td>4</td> <td>第444号</td> <td>奈良市北之庄町130-1</td> <td>桐山水道工業所</td> <td>桐山 留次</td> </tr> <tr> <td>市外</td> <td>5</td> <td>第445号</td> <td>天理市中町64</td> <td>増田設備工業株式会社</td> <td>増田 彦治</td> </tr> <tr> <td>市内</td> <td>6</td> <td>第446号</td> <td>奈良市高畠町1438-2</td> <td>巽 工業</td> <td>巽 伸夫</td> </tr> <tr> <td>市外</td> <td>7</td> <td>第447号</td> <td>天理市二階堂北菅田町1-4</td> <td>増田工業</td> <td>増田 安男</td> </tr> </tbody> </table>						区域	受付番号	指定番号	店舗の所在地	会社名又は商号	代表者又は氏名	市内	1	第441号	奈良市田中町369-2	エンゼル工房	山本 忠幸	市外	2	第442号	奈良県橿原市西池尻町362-3	米田水道商会	米田 信一	市外	3	第443号	奈良県生駒郡三郷町信貴ヶ丘3丁目7-1	株式会社 吉川設備	吉川 洋二	市内	4	第444号	奈良市北之庄町130-1	桐山水道工業所	桐山 留次	市外	5	第445号	天理市中町64	増田設備工業株式会社	増田 彦治	市内	6	第446号	奈良市高畠町1438-2	巽 工業	巽 伸夫	市外	7	第447号	天理市二階堂北菅田町1-4	増田工業	増田 安男
区域	受付番号	指定番号	店舗の所在地	会社名又は商号	代表者又は氏名																																																
市内	1	第441号	奈良市田中町369-2	エンゼル工房	山本 忠幸																																																
市外	2	第442号	奈良県橿原市西池尻町362-3	米田水道商会	米田 信一																																																
市外	3	第443号	奈良県生駒郡三郷町信貴ヶ丘3丁目7-1	株式会社 吉川設備	吉川 洋二																																																
市内	4	第444号	奈良市北之庄町130-1	桐山水道工業所	桐山 留次																																																
市外	5	第445号	天理市中町64	増田設備工業株式会社	増田 彦治																																																
市内	6	第446号	奈良市高畠町1438-2	巽 工業	巽 伸夫																																																
市外	7	第447号	天理市二階堂北菅田町1-4	増田工業	増田 安男																																																

(平成25年6月28日掲示済)

訓令甲**奈良市訓令甲第7号**

府中一般

関係各所

奈良市防災行政無線局管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年6月25日

奈良市長 仲川元庸

奈良市防災行政無線局管理規程の一部を改正する訓令

奈良市防災行政無線局管理規程（平成9年奈良市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「市民生活部長」を「危機管理監」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年6月25日から施行し、この訓令による改正後の奈良市防災行政無線局管理規程の規定は、同年4月1日から適用する。

(平成25年6月25日掲示済)

奈良市訓令甲第8号

府中一般

関係各所

奈良市環境調整会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年6月25日

奈良市長 仲川元庸

奈良市環境調整会議設置規程の一部を改正する訓令
奈良市環境調整会議設置規程（平成11年奈良市訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「教育長」を「教育長 統括官」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年6月25日から施行し、この訓令による改正後の奈良市環境調整会議設置規程の規定は、同年4月1日から適用する。

(平成25年6月25日掲示済)

監査**奈良市監査委員告示第11号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成25年6月25日

奈良市監査委員 中村勝三郎
同 中本勝同 松村和夫
同 井上昌弘

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

(1) 柴田健策

兵庫県西宮市上大市4丁目15番23-B 202号

(2) 吉良香奈子

奈良市北登美ヶ丘6-14-17

2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成25年6月25日から平成26年3月31日まで

(平成25年6月25日掲示済)

奈良市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成25年6月25日

奈良市監査委員 中村勝三郎

同 中本勝

同 松村和夫

同 井上昌弘

奈監第29号

平成25年6月25日

奈良市長 仲川元庸様

奈良市議会議長 土田敏朗様

奈良市監査委員 中村勝三郎

同 中本勝

同 松村和夫

同 井上昌弘

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査対象**総合政策部**

秘書室 秘書課 広報広聴課

総務部 人事課 ガバナンス推進課 管財課
保健所・教育総合センター管理課

契約室 契約課 技術監理課

税務室 納税課 滞納整理課 債権整理課

保健福祉部 福祉政策課 障がい福祉課 介護福祉課

子ども未来部 子ども政策課 子ども育成課 子育て相談課

保健所 保健総務課 保健・環境検査課 生活衛生課

観光経済部 商工労政課 農林課

2 監査期間

平成25年4月8日～同年6月25日

3 監査方法

平成24年度の財務に関する事務の執行について、あら

かじめ求めた平成25年2月末日現在の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合を行う方法で実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

総務部

管財課

5年間の長期継続契約満了後のリース車について、「車両の状態も良く、経済効果を高くするため」として地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約によって再リースを繰り返している。しかし、車両の状態や経済効果と、同号の規定による随意契約の関連性は手段、認められなかつた。適切な契約を行うよう改められたい。

納税課

紙折及び封入封緘機賃貸借契約において予定価格調書が作成されていなかった。また、機器の保守サービス報告書を確認したところ、契約書に記載のない業者が行っており、機器の保守方法として、あらかじめ市の承認も得ていなかった。予定価格調書を作成するとともに、機器の保守についても適正な事務処理をされたい。

滞納整理課

滞納管理支援システム機器装置賃貸借契約について、契約書本文中に記載されている契約期間と、契約書の別添明細書に記載されている契約期間が異なっていた。契約期間を明確にし、適切に契約されたい。

保健福祉部

福祉政策課

(1) 奈良市都祁福祉センターの入浴施設について、奈良市都祁福祉センター条例施行規則第7条に規定する入浴券を利用者に交付していなかった。利用者に入浴券を交付し、適正な事務処理をされたい。

(2) 奈良市月ヶ瀬福祉センターのゲートボール場の使用料の減免について、奈良市月ヶ瀬福祉センター条例施行規則第9条に規定する手続で行われておらず、指定管理者の判断で行われていた。同条に規定する手続に基づき、使用料の減免を行うよう改められたい。

(3) 奈良市月ヶ瀬福祉センターに隣接する特別養護老人ホームから徴収している原水の料金については、現時点では根拠が不明である。契約書により必要事項を定められたい。

介護福祉課

要介護認定調査委託料について、各受託事業者から、当該調査を実施した被保険者の氏名や調査員氏名を記載した要介護認定調査実施報告書（以下「報告書」という。）の提出を受け、これを基に受託事業者の名称と調査実施件数を記載した要介護認定調査委託料総括表兼確認書（以下「確認書」という。）を作成している。これらの書類を確認したところ、報告書に記載のある調査実施日や報告日より前の確認日が記載されている確認書が見受けられた。報告書を確認の上、適正な事務処理をされたい。

子ども未来部

子ども育成課

児童扶養手当過払戻戻金の督促等の状況を確認したところ、同一債権について、督促を複数回行っている事例が見られた。債権管理マニュアルに則り、既に督促をしたものについては、催告書により催告を行うよう改められたい。

観光経済部

商工労政課

(1) 奈良市労働者総合福祉センター及びなら工藝館の使用料は、両施設の条例上、使用者の責めに帰すことができない理由により使用することができなくなったりときその他市長がやむを得ない理由があると認めたときに限り、既納の使用料の全部又は一部を還付できる。両施設の使用料の還付申請書及び使用取消届の理由欄を確認したところ、還付の要件に該当しないと思われる理由が記載された事例が数多く見受けられた。両施設の条例に則り、還付の要件に該当するか判断されたい。

(2) 奈良市労働者総合福祉センターの各種教室受講料を市の歳入としているが、実際の徴収については、指定管理者に行わせていた。受講料は、地方自治法施行令第158条第1項各号に掲げる歳入ではないため、私人にその徴収の事務を委託することはできない。また、市の歳入として受講料を徴収している各種教室についての委託内容や受講料の根拠等は、指定管理の協定書等にも記載がなかつた。適切な事務を行われたい。

（平成25年6月25日掲示済）

公 営 企 業

奈良市水道局告示第17号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年6月17日

奈良市水道事業管理者
池田修

1 入札に付する事項

配水支管改良、学園朝日元町一丁目～学園朝日町地内ほか1件（工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

以下省略

(平成25年6月17日掲示済)

奈良市水道局告示第18号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年6月17日

奈良市水道事業管理者
池田修

第1 入札に付する事項

- 1 業務名 須川ダム管理事務所管理運営業務の一部委託
- 2 業務場所 奈良市須川町地内
- 3 業務期間 ・平成25年11月1日から平成27年10月31日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
・引き継ぎ期間 契約日から平成25年10月31日まで
- 4 業務概要 ア 運転監視業務 一式
イ 保守点検管理業務 一式

以下省略

(平成25年6月17日掲示済)

奈良市水道局告示第19号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年6月17日

奈良市水道事業管理者
池田修

第1 入札に付する事項

- 1 業務名 緑ヶ丘・木津浄水場管理運営業務の一部委託
- 2 業務場所 奈良市奈良阪町及び木津川市鹿背山地内（緑ヶ丘浄水場、木津浄水場、緑ヶ丘排水処理所）
- 3 業務期間 ・平成25年11月1日から平成27年10月31日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
・引き継ぎ期間 契約日から平成25年10月31日まで

4 業務概要 ア 運転監視業務 一式

イ 保守点検管理業務 一式

以下省略

(平成25年6月17日掲示済)

奈良市水道局告示第20号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年6月17日

奈良市水道事業管理者
池田修

第1 入札に付する事項

- 1 業務名 水源水質測定機器点検整備委託（シアン計）
- 2 業務場所 奈良市下狭川町地内
- 3 業務期間 契約日から平成25年9月30日まで
- 4 業務概要 シアン計の点検委託
シアン計・・・1台

以下省略

(平成25年6月17日掲示済)

奈良市水道局告示第21号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年6月17日

奈良市水道事業管理者
池田修

第1 入札に付する事項

- 1 業務名 水源水質測定機器点検整備委託（油分計・濁度計等）
- 2 業務場所 奈良市下狭川町地内 他2箇所
- 3 業務期間 契約日から平成26年2月28日まで
- 4 業務概要 油分計・濁度計・PH計・水温計及び導電率計の点検委託
油分計・・・1台（2回）
濁度計・・・3台（1回）
PH計・・・1台（1回）
水温計・・・1台（1回）
導電率計・・・1台（1回）

以下省略

(平成25年6月17日掲示済)

奈良市水道局告示第22号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良

市水道事業契約に関する規程において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年6月17日

奈良市水道事業管理者
池田修

第1 入札に付する事項

- 1 業務名 緑ヶ丘浄水場急速ろ過池設備改良工事
に伴う設計業務委託
- 2 業務場所 奈良市奈良阪町地内
- 3 業務期間 契約日から平成26年2月28日まで
- 4 業務概要 急速ろ過池の耐震補強工事及び設備改良の設計業務（急速ろ過池7～16号池）

耐震診断：耐震診断基本計画書及び既存資料を基にした詳細設計業務

地質調査：ボーリング調査 $\phi 60\text{mm} = 60\text{m}$
標準貫入試験 60回

設備設計：業務対象施設（急速ろ過池10池）
鉄筋コンクリート造 レオポルド集水装置付
長さ=9.9m 幅=6.6m 高さ=3.9m
ろ過面積65m²

設備更新概要：ろ過砂、レオポルド集水装置、電動開閉弁、逆流洗浄装置設備一式

5 予定価格 14,999千円（消費税及び地方消費税を除く。）

6 最低制限基準価格 10,712千円（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

(平成25年6月17日掲示済)

奈良市水道局告示第23号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年6月17日

奈良市水道事業管理者
池田修

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 二名ポンプ所ポンプ更新工事
- 2 工事場所 奈良市学園赤松町地内
- 3 工事期間 契約日から平成26年2月21日まで
- 4 工事概要 送水ポンプの更新工事
片吸込渦巻ポンプ・・・2台
逆止弁・・・・・・・1台
加圧ポンプ・・・・・・・1台
床排水ポンプ・・・・・・・1台
マンホールポンプ・・・・2台

- 5 予定価格 5,679千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 最低制限基準価格 4,775千円（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

(平成25年6月17日掲示済)

奈良市水道局告示第24号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年6月17日

奈良市水道事業管理者
池田修

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 宝来ポンプ所3号送水ポンプ更新工事
- 2 工事場所 奈良市宝来町地内
- 3 工事期間 契約の日から平成26年2月21日まで
- 4 工事概要 水中型送水ポンプの更新工事
キャンドル式水中ポンプ・・・1台
- 5 予定価格 6,414千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 最低制限基準価格 5,394千円（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

(平成25年6月17日掲示済)

奈良市水道局管理規程第7号

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年6月24日

奈良市水道事業管理者
池田修

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年奈良市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「平成26年3月31日」を「平成25年6月30日」に、「奈良水道局」を「奈良市水道局」に改め、「この項」の次に「及び附則第16項」を加え、「（昭和59年奈良市条例第6号）」を削る。

附則に次の3項を加える。

（給与の臨時特例）

- 16 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、給料表の適用を受ける職員の給料月額の支給に当たつては、同表、第3条の2、附則第13項及び改正規程附則第8項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、給料表

の額（附則第13項に規定する特定職員にあっては、同項第1号の規定により計算した額）から、給料表の額（附則第13項に規定する特定職員にあっては、同項第1号の規定により計算した額）に当該各号に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。ただし、奈良市職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の3まで及び第7条の規定を適用する場合における給料月額（第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。）は、給料表の額とする。

- (1) 職務の級が1級の職員 100分の3.77
- (2) 職務の級が2級の職員 100分の4.77
- (3) 職務の級が3級の職員 100分の6.77
- (4) 職務の級が4級及び5級の職員 100分の7.77
- (5) 職務の級が6級の職員 100分の8.5
- (6) 職務の級が7級から10級までの職員 100分の10

17 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額（附則第13項に規定する特定職員にあっては、同項第2号の規定により計算した額）に100分の4.99を乗じて得た額
- (2) 地域手当 当該職員の給料月額に対する地域手当の月額（附則第13項に規定する特定職員にあっては、同項第3号の規定により計算した額）に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当から前号の規定により計算した額を減じて得た額に対する地域手当の月額
- (3) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額（附則第13項に規定する特定職員にあっては、同項第4号の規定により計算した額）に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額

ア 職務の級が1級から5級までの職員 100分の6.65
イ 職務の級が6級から10級までの職員 100分の7.92
- (4) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額（附則第13項に規定する特定職員にあっては、同項第5号の規定により計算した額）に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額

別表（第12条関係）

給水装置修繕費算出表

(1) 漏水

区分	労務費	材料費
パッキン取替	円 1,960	無料
給水栓取替	2,480	管理者が定める単価表による。

(2) 破裂

区分	労務費				材料費
			普通土掘削工	コンクリート掘削工	
	継手工	管連絡工	掘削土量	掘削土量	

ア 職務の級が1級から5級までの職員 100分の6.65
イ 職務の級が6級から10級までの職員 100分の7.92
(5) 第34条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 第34条第1項 前項及び前各号に定める額
- イ 第34条第2項又は第3項 前項並びに第1号及び第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額
- ウ 第34条第4項 前項及び第1号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- エ 第34条第5項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

18 特例期間においては、第6条、第23条、第25条及び第27条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第28条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（附則第13項に規定する特定職員にあっては、附則第15項の規定により計算した額）に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

（平成25年6月24日掲示済）

奈良市水道局管理規程第8号

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年6月28日

奈良市水道事業管理者
池田 修

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

奈良市水道事業給水条例施行規程（昭和60年奈良市水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

				が 0.06 m ³ 以下のもの	が 0.06 m ³ を超えるもの	が 0.06 m ³ 以下のもの	が 0.06 m ³ を超えるもの	
鉛管類	口径 精耗 13	円 2,980	円 2,480	円 1,040	円 2,600	円 1,210	円 2,950	管理者が定める単価表による。
	20	3,770	3,550					
	25	4,340	4,610					
	40	6,150	7,100					
	50	7,520	8,870					
ビニル管類	13	630	2,480	1,040	2,600	1,210	2,950	
	20	1,270	3,550					
	25		4,610					
	40	1,900	7,100					
	50	2,540	8,870					
鋼管類	13	1,410	2,480	1,040	2,600	1,210	2,950	
	20		3,550					
	25		4,610					
	40		7,100					
	50		8,870					

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の奈良市水道事業給水条例施行規程別表の規定は、この規程の施行の日以後における給水装置の修繕申込みに係る費用について適用し、同日前に修繕申込みがあったものについては、なお従前の例による。

(平成25年6月28日掲示済)

この訓令は、平成25年7月1日から施行する。

(平成25年6月25日掲示済)

教育委員会**奈良市教育委員会告示第10号**

平成25年6月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成25年6月17日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

1 日 時

平成25年6月19日（水）

午後2時から

2 場 所

奈良市役所 北棟2階 第16会議室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

- (1) 奈良市立小学校で発生した指導問題に関する検討委員会委員の委嘱について
- (2) リフレッシュNARA Part 4について
- (3) 平成25年度6月補正予算内示額について
- (4) 平成25年度学校運営協議会委員の委嘱について

議事

- 議案第14号 奈良市教育委員会施策評価委員の辞任に伴う委嘱について
議案第15号 奈良市教育委員会施策評価委員の委嘱について

奈良市消防局長訓令甲第2号**全職員**

奈良市火災調査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年6月25日

奈良市消防局長 德岡泰博

奈良市火災調査規程の一部を改正する訓令

奈良市火災調査規程（平成11年奈良市消防局長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「関係者」の次に「又は火災の原因である疑いがあると認められる製品を製造し、若しくは輸入した者」を加え、同条第2項中「関係者に対し」を削る。

別記第5号様式中「第34条第1項」を「第32条第1項
第34条第1項」に改める。

附 則

議案第16号 奈良市立図書館設置条例の一部改正について
議案第17号 平成25年度奈良市立学校評議員の委嘱について
議案第18号 平成25年度コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）準備委員会委員の委嘱について
議案第19号 平成26年度奈良市立一条高等学校入学者選抜実施要項について
その他
(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 5月～6月
(2) 平成26年度奈良市立看護専門学校入学試験実施について
傍聴受付は、開催日の午後1時から午後1時50分までです。定員は10名で定員になり次第締切させていただきます。
(平成25年6月17日掲示済)

奈良市立学校教職員安全衛生規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年6月21日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第12号

奈良市立学校教職員安全衛生規則の一部を改正する規則
奈良市立学校教職員安全衛生規則（平成22年奈良市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
第12条中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。
(5) 保健給食課長の職にある者
附 則
この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市立学校教職員安全衛生規則の規定は、平成25年5月27日から適用する。
(平成25年6月21日掲示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第15号

平成25年7月3日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成25年7月4日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成25年6月28日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保武志

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟3階
選挙管理委員会事務局内

(平成25年6月28日掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第16号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成25年7月4日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成25年6月28日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保武志

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟3階
選挙管理委員会事務局内

(平成25年6月28日掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第17号

奈良市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

平成25年6月28日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保武志

奈良市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程
奈良市公職選挙事務執行規程（昭和52年奈良市選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

第3条の3を次のように改める。

（仮投票用封筒及び投票用封筒の印）

第3条の3 法第50条第4項及び第5項並びに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「令」という。）第41条第4項の規定による仮投票用封筒並びに令第53条第1項、第59条の4第4項及び第59条の5の4第7項の規定による投票用封筒に押すべき委員会の印は、刷り込み式とする。

附 則

この規程は、平成25年6月28日から施行する。

(平成25年6月28日掲示済)

議会

奈良市議会規程第4号

奈良市議会政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年6月28日

奈良市議會議長 土田敏朗

奈良市議会政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する規程

奈良市議会政務活動費の交付に関する規程（平成13年奈良市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別記第6号様式の別紙中「及び経理責任者氏名」を「及び代表者氏名」に改める。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

(平成25年6月28日掲示済)